

平成 20 年度より、

糖尿病患者のフットケアに診療報酬がつくことになりそうです！

日本糖尿病教育・看護学会第 12 回総会における「フットケアに診療報酬を」の
情報提供の呼びかけに対するご協力に感謝いたします。

以下に、中医協ニュースから速報をお伝えします。

平成 20 年 1 月 18 日、中央社会保険医療協議会（中医協）より、「20 年度診療報酬改定の
基本方針」に沿って取りまとめられた、「現時点の骨子」が公表された

(<http://www.mhlw.go.jp/public/bosyuu/iken/dl/p0118-1a.pdf>)。

糖尿病看護に関しては、「生活を重視した医療について」として、以下の 2 点について評価
されることになる模様。

(1) 生活習慣病について、治療計画に基づいた治療管理の普及促進を行なうため、療養
計画書の簡素化や患者への療養計画書の交付頻度の減（内容に変更がない場合、3 ヶ月に
1 回以上から 4 ヶ月に 1 回以上交付へ）を行なうことに併せ、患者の負担を考慮して評価
の引き下げを行なう。また、2 型糖尿病の管理について、血糖コントロールと患者教育の観
点から、非インスリン患者に対して自己血糖測定用キットに関する指導を行なった場合の
加算を新設する。

(2) 糖尿病合併症のうち、合併症の兆候の早期発見や治療・指導のためのガイドライン
が示されており、これに基づく治療・指導により進行を抑えることが報告されている「糖
尿病足病変」について、適切な体制を備えて、これを併発する糖尿病患者に対して重点的
な指導・管理を行なった場合に評価を行なう。

(1) は、200 床未満の病院ならびに診療所に適用される項目であり、加算の新設により
看護師のさらなる活躍が期待される。

(2) は、これまで看護師が外来で糖尿病患者の予防的フットケアを行なってきた実態
を反映し、それを評価するものといえる。本学会特別委員会（糖尿病に強い看護師育成支
援委員会）では、フットケアの実際とその効果等について情報提供に努めてきたが、現場
の皆様の先駆的な取り組みの実績が、この診療報酬につながったものと考えられる。

両項目に関する具体的な算定要件については、今後、詳細が公表される予定である。

文責；特別委員会（糖尿病に強い看護師育成支援委員会）